

平成26年10月9日

職業奉仕月間

10月は職業奉仕月間です。

ロータリーでは、職業奉仕をロータリーの看板だといわれます。それは職業奉仕がロータリー活動の中心をなしていることを意味します。しかし、職業奉仕が分からないとか、難しいとよくいわれます。これは、言葉の意味が理解できないということからきてるようです。職業奉仕という用語は、辞書にもないロータリー専用語であります。ですので、職業奉仕はロータリー独自の奉仕分野であり、ロータリー活動そのものであります。

このことについては、「ロータリーの目的」第二項の「職業上の高い倫理観を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること」という言葉の中に はっきり謳われています。

つまり、ロータリアンは、自らの職業を通じて社会のニーズを満たせる努力を重ね、自己の職業に品位と道德水準をたかめ、社会から尊重される存在にすることができ、自らを取り巻く人達の模範となり、道德的能力を向上させることに努めているのです。このような仕事の仕方をロータリーでは職業奉仕というわけです。そしてその行動を判断する基準がロータリアンの行動基準でもある「四つのテスト」であります。したがって、自らの立場で社会のニーズを満たしていくことを責務とし、実行するのが職業奉仕の基本であります。

それでは、職業奉仕と社会奉仕とはどのように違うのでしょうか。

「自分の職業を通して社会に奉仕するのが職業奉仕である」という言葉がありますが、自分の職業を通そうが通すまいが、社会に奉仕するのですから、この奉仕活動は社会奉仕です。それでは、この中に職業奉仕が含まれていないのかというとそうではありません。ではどのように区別するのでしょうか。

それは「受益者が誰であるか」ということで区別することができます。奉仕活動によって、受益者が自分以外の地域の人々、もしくは地域社会の場合は社会奉仕でありましょう。また奉仕活動によって、受益者が自分自身の場合は「職業奉仕」でありましょう。

アーサー・フレデリック・シェルドンは、職業奉仕の本質的なモットーとして、He Profits Most Who Serves Best「最良の奉仕する者が最も多くの利益を得る。」と言っています。この「利益」とは、正に「有料」を意味しています。奉仕をしたロータリアン自身が利益を受けなければ、それはもはや「職業奉仕」とは言えないのです。したがって、「無料」の奉仕は、職業奉仕ではなく、社会奉仕ということになります。弁護士が、無料法律相談を行うのは、職業奉仕ではなく、社会奉仕だと言われています。

このように、職業奉仕とは、きわめて個人的かつ道德的なものなのです。しかも、この職業

奉仕の活動目標である奉仕の理想の概念は、ロータリーが行う対外的な社会奉仕活動、国際奉仕活動および青少年奉仕活動のすべてに共通するものであり、それらに携わるロータリアン個々人が、すべてこの奉仕の理想を追求しなければならないのですから、職業奉仕それ自体は、対外的奉仕活動における重要な心構えになっているし、またそうでなければならないと思います。

本日は職業奉仕について話をさせて頂きました。

これで本日の会長の時間を終わります。